

宮崎大学大学院で学ぶために必要な経費と負担軽減のための経済支援

宮崎大学では、高度な専門性や研究能力を身に付け、その専門性を活かし様々な分野で活躍できる人材を育成する観点から、大学院で学ぶ学生に対し、国などの制度も活用して様々な経済支援を実施しています。

また、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金のほか自治体や民間の奨学金もご利用いただけます。

この度、大学院で学ぶために必要な主な経費と本学大学院学生が利用できる経済支援制度についてまとめましたので公表いたします。

なお、経済支援を受けるためには、定められた要件を満たす必要があります。ただし、要件を満たしている場合でも、成績や家計の経済状況を勘案し、予算や定員の範囲での選考が行われますので、申請の状況等によっては、経済支援等の措置が受けられなかったり、支援額が減額されたりする場合がありますので、ご注意ください。

令和2年9月

（目次）

I	大学院で学ぶために必要な経費	1
	1. 大学院で学ぶために大学に納入する主な経費	
	2. 保険料	
	3. 寄宿舍	
II	宮崎大学における経済支援制度	2
	1. 入学料免除及び徴収猶予	
	2. 授業料免除	
	3. 「夢と希望の道標」奨学金／TOEIC 試験・TOEFL 試験成績優秀者 (宮崎大学独自の奨学金)	
	4. ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 制度	
III	奨学金の制度	4
	1. 日本学生支援機構の奨学金	
	2. 自治体や企業・団体の奨学金	

I 大学院で学ぶために必要な経費

1. 大学院で学ぶために大学に納入する主な経費は次のとおりです。

入学検定料	30,000 円
入学料	282,000 円
授業料（年間）	535,800 円

※入学料に改定があった場合は、改定後の入学料を納入していただくことになります。

※授業料は、原則として前学期、後学期に分割し、それぞれ 267,900 円を 4 月と 10 月に徴収いたします。

※授業料に改定があった場合は、改訂後の授業料を納入していただくことになります。

※在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

2. 保険料

安心して修学及び研究活動ができるように、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険への加入を推奨します。研究科によっては、加入が必須となっている場合があります。

【修士】

研究科	1 年間分			2 年間分		
	学研災	学研賠	計	学研災	学研賠	計
教育学研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430
看護学研究科	1,020	500	1,520	1,790	1,000	2,790
工学研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430
農学研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430
医学獣医学総合研究科	1,020	500	1,520	1,790	1,000	2,790
地域資源創成学研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430

【博士】

研究科	1 年間分			2 年間分			3 年間分			4 年間分		
	学研災	学研賠	計	学研災	学研賠	計	学研災	学研賠	計	学研災	学研賠	計
医学獣医学総合研究科	1,020	500	1,520	1,790	1,000	2,790	2,650	1,500	4,150	3,370	2,000	5,370
農学工学総合研究科	1,000	340	1,340	1,750	680	2,430	2,600	1,020	3,620			

■ 保険料が高くなっている研究科です。

■ 入学時に修学年数分支払う場合の保険料の金額です。

学研災の金額には、「通学中等傷害危険担保特約」を含みます

学研災の金額が高い学部等（医学部・看護学研究科・医学獣医学総合研究科）は、「通

学中等傷害危険担保特約」と「接触感染予防保険金支払特約」を含みます

表中の学研賠は、付帯陪責を表します。

付帯陪責は、通常は A コース「学研賠」ですが、医学部・看護学研究科・医学獣医学総合研究科は、C コース「医学賠」となります

A コース「学研賠」は、B コース「インターン賠」の活動範囲を含みます

C コース「医学賠」は、A コース・B コースの活動範囲を含みます

新入生は、3 月中に郵便局で払込されると、4 月 1 日からの適用となります

在學生は、郵便局で払込された翌日から、適用となります

3. 寄宿舍

特に認められた場合、国際交流宿舎を利用することができます。

宿 舎 費 月 額 4,700 円

光熱水費等 月 額 8,000 円程度

Ⅱ 宮崎大学における経済支援制度

1. 入学料免除及び徴収猶予

(1) 入学料免除

次のいずれかに該当する場合、入学料の免除の申請ができます。申請内容を大学で審査、選考の結果により、入学料の全額、半額の免除、又は免除の不許可が決定されます。

選考は、成績や家計の経済状況を勘案し行います。

- 1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- 2) 入学前1年以内（令和元年10月から申請時までの間）において、本人の学資を主として負担している者（以下、「学資負担者」という。）が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難な場合。

(2) 入学料徴収猶予

次のいずれかに該当する場合、申請により入学料の徴収が一定期間猶予されます。申請内容を大学で審査、選考の結果により、入学料の徴収猶予の可否が決定されます。

- 1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- 2) 入学前1年以内（令和元年10月から申請時までの間）において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難な場合。

(3) 入学料免除の実績（大学院生）

入学料 282,000 円	平成 30 年度実績	令和元年度
全額免除	0	3
半額免除	35 (3)	33 (3)
徴収猶予	43 (4)	50 (3)

※ 災害等による免除者含む。() は内数で秋入学者

2. 授業料免除

次のいずれかに該当する場合、授業料の免除の申請ができます。申請内容を大学で審査、選考の結果により、授業料の全額、20万円、10万円の免除、又は免除の不許可が決定されます。選考は、成績や家計の経済状況を勘案し行います。

(1) 授業料免除申請要件

- 1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
- 2) 授業料の納期前6月（新入生は入学前1年）以内において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難な場合。

(2) 授業料免除の実績（大学院生）

授業料 年間 535,800 円 半期 267,900 円	平成 30 年度 前学期	平成 30 年度 後学期	令和元年度 前学期	令和元年度 後学期
全額免除	132	114	121	125
20 万円免除	25	23	2	9
10 万円免除	17	46	56	47
採択数／申請数	87.4%	94.8%	89.1%	94.8%

※ 災害等による免除者を含む。

3. 「夢と希望の道標」奨学金／TOEIC 試験・TOEFL 試験成績優秀者（宮崎大学独自の奨学金）

学部又は大学院に在籍する日本人学生のうち、在学中に TOEIC 試験又は TOEFL 試験を受験し、その成績が優秀であった者に対し、そのスコアに応じた奨学金を給付するものです。

成績区分	TOEIC 試験	TOEFL 試験	給付額
1	650 点以上 730 点未満	70 点以上 79 点未満	5,000 円
2	730 点以上 900 点未満	80 点以上 90 点未満	20,000 円
3	900 点以上	90 点以上	50,000 円

※申請に基づき、成績区分ごとに 1 回限り給付額を給付します。ただし、上位の区分で給付を受けた場合は、その後の試験結果による下位区分での申請はできません。

4. ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）制度

優秀な大学院学生に、学部学生等に対する教育補助（TA）やプロジェクト研究等における研究補助（RA）を行わせることで、教育トレーニングの機会の提供や研究遂行能力の育成を図るとともに、これらの業務に対する手当を支給することにより経済的にも支援する制度です。

なお、リサーチ・アシスタントは博士課程又は博士後期課程に在籍する学生が対象です。

【条件】

雇用期間：採用日の属する事業会計年度の末日までの範囲

就労時間：1 日 7 時間 45 分以内、週 30 時間以内、月 40 時間以内

給与：時間給（単価：修士課程在籍者 1,262 円、博士課程在籍者 1,429 円）

【雇用実績】（平成 30 年度）

（単位：時間）

種別	修士課程	博士課程
ティーチング・アシスタント	10,045	3,837
リサーチ・アシスタント	—	—

※ 修士課程には、専門職学位課程含む。

※ 平成 30 年度 RA は実績がありませんでした。

Ⅲ 奨学金の制度

1. 日本学生支援機構の奨学金

独立行政法人日本学生支援機構では、経済的理由で修学が困難な優れた学生が安心して学べるように学資の貸与を行っています。大学院生が利用できる奨学金には次の種類があります。

(1) 第一種奨学金（無利子）

特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な学生に無利子で貸与されます。ただし、留年中（過去の休学が事由によるものは除く）は申込みできません。また、これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。

また、外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず大学に確認してください。

区分	貸与月額
修士課程相当 ※1	50,000 円、88,000 円
博士課程相当 ※2	80,000 円、122,000 円

※1 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程(専門職大学院)、一貫制博士課程前期相当分

※2 博士課程(博士医・歯・薬(6年制学部卒)・獣医学課程を含む)、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分

【特に優れた業績による返還免除制度】

大学院において第一種奨学金の貸与を受け、在学中に特に優れた業績をあげた場合、返還の全部または一部が免除される制度があります。大学からの推薦により日本学生支援機構が認定します。

	平成 30 年度実績	令和元年度
全額免除	6	6
半額免除	33	30
免除者／申請者	68.4%	76.5%

(2) 第二種奨学金（利子が付くタイプ）

成績が優れた学生で経済的理由により修学困難な学生に有利子で貸与されます。ただし、留年中（過去の休学が事由によるものは除く）は申込みできません。また、これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。

また、外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず大学に確認してください。

貸与月額
50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円

(3) 奨学金貸与に当たっての留意点（第一種、第二種共通）

1) 奨学金を申し込むときには、次のいずれかを選択する必要があります。

1. 機関保証に加入する（機関保証）

2. 連帯保証人と保証人を選任する（人的保証）

2) 奨学金の貸与を受けている学生は、年に1回「奨学金継続願」を提出する必要があります。生活態度や成績、家計の経済状況により、「廃止」、「停止」、「警告」の処置がとられる場合があります。

3) 貸与を受けた奨学金は原則として返還しなければなりません。貸与が終了した月の翌月から数えて7か月目の月以降の直近の1月または7月から返還が始まります。

返還されたお金は、次に学ぶ後輩たちの奨学金に充てられます。

(4) 日本学生支援機構奨学金の貸与実績

課程	奨学金種別	平成30年度	令和元年度
修士課程	第一種	235	230
	第二種	21	8
	併用（内数）	17	0
	在学生に対する割合	49.3%	47.0%
博士課程	第一種	15	13
	第二種	1	0
	併用（内数）	1	0
	在学生に対する割合	6.3%	5.0%

2. 自治体や企業・団体の奨学金

数多くの自治体や企業、業界団体が独自の奨学金制度を運用、募集しています。本学に自治体等から案内がある都度、学生支援部ホームページや掲示板（学生食堂前）でお知らせしますので、ご確認ください。

大学院が対象でなかったり、出身地や学問分野が限定されるなど、応募資格に制限がある場合がございますので、ご注意ください。

学生支援部ホームページ（奨学金）

<http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/campuslifeinfo/scholarship.html>